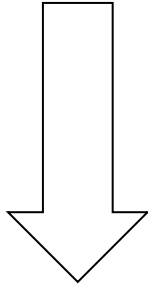


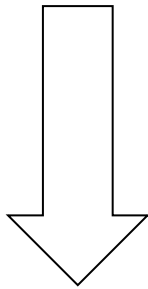
# ふれあいホール集会室1-3団体登録・利用の流れ

※この説明は簡易版です。詳細については、要領を必ず確認してください。

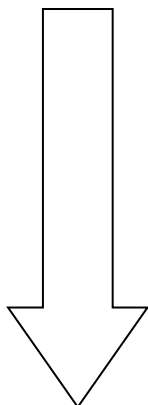
## ① 利用団体登録申請



## ② 利用団体証交付



## ③ 利用の申込



## ④ 利用

### 【団体登録できる団体は？】

代表者または責任者が成年者、かつ、3人以上の成年者で構成されており、新！ひのっ子すくすくプランの施策を推進している青少年健全育成団体（子育てに関連する団体）。

### 【申請はどうすれば良いの？】

日野市「市民の森ふれあいホール集会室1-3利用団体登録申請書（第1号様式）」及び資料等（団体規約・団体役員名簿等）を添付して子育て課に提出

※子育てサークルの場合は、「子育て課」に提出する前に「子ども家庭支援センター」に第1号様式を提出

### 【交付にはどのくらい日数がかかるの？】

第1号様式（添付資料含）が子育て課に提出され、書類等に不備が無く、子育て課長が適当であると認めた場合、団体登録証を交付する。（発行まで10日くらい）

### 【団体登録証の有効期限は？】

有効期間は年度ごと。登録を継続する場合は、その年度が終わる2ヶ月前から更新申請を行う。

### 【申込方法は？】

利用日の2ヶ月前の1日から当日までに、ふれあいホール受付の利用台帳に記入することにより利用申込とする。

（例：9月27日に利用したい場合、7月1日から台帳記入可能）

台帳に記入する際は、団体登録証を係員に提示する。電話による利用申込は出来ません。

※市の事業等でご利用いただけない日もございます。

### 【利用時間は？】

（午前）午前9時から正午まで

（午後）午後1時から5時まで

（夜間）午後6時から9時まで

### 【利用方法は？】

・利用当日は、ふれあいホール受付で、団体登録証を提示し、鍵を受取る。利用後は、施錠し、鍵をふれあいホール受付に返却する。

・ゴミは持ち帰るものとし、利用後の掃除も利用団体が行う。

・利用後は必ずチェック表の記入をお願いします。

・団体の構成員が、ふれあいホールの受付に間違えていかなないように、集会室1-3の場所については、事前に周知して下さい。室内の案内板も活用して下さい。

・物品の破損、部屋を汚した等の場合は、各団体が弁償・原状回復して下さい。

### 【駐車場は？】

駐車場は1時間100円の利用料がかかります。

### 【その他】

利用にあたり、質問等がある場合には、子育て課にお問い合わせください。042-514-8579（直通）